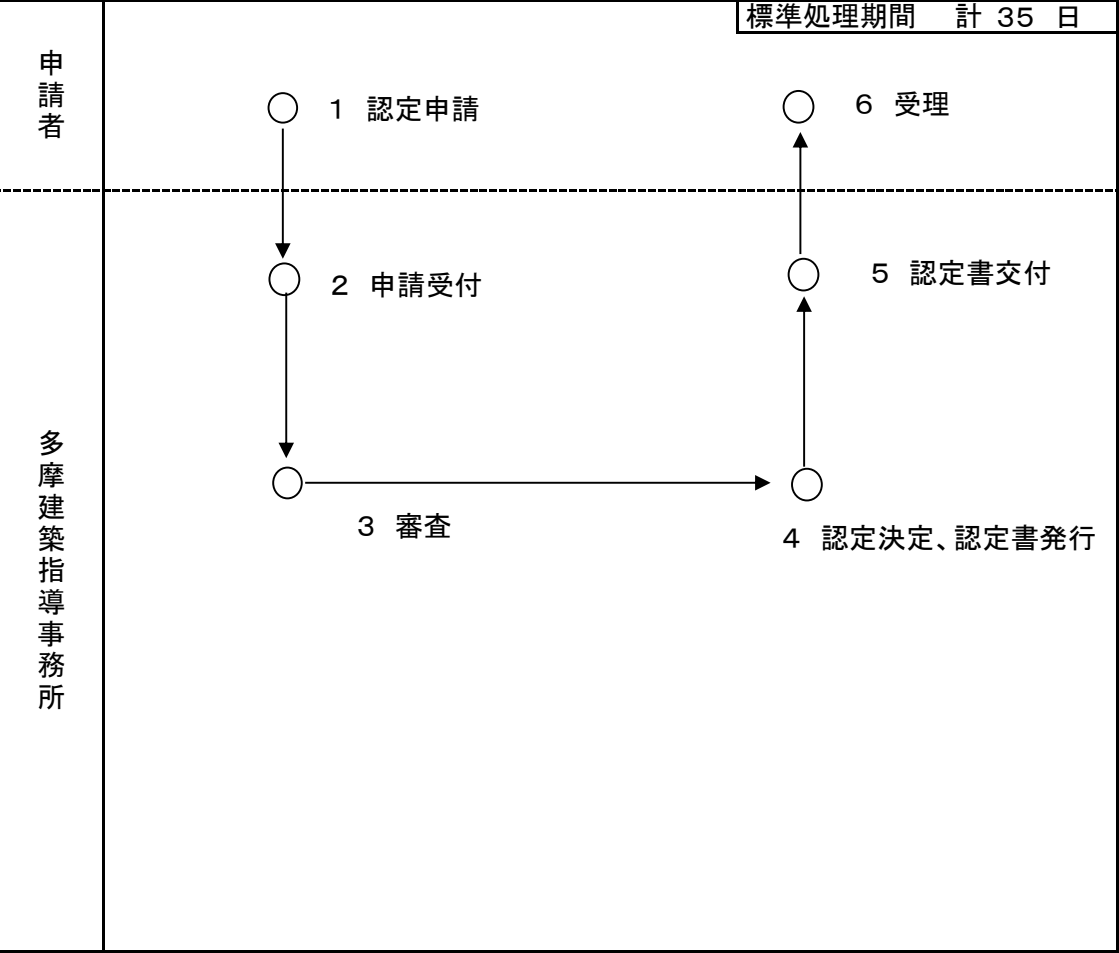


事務処理フロー図

事務名 移転に支障のない建築物の認定

《事務処理フロー図》



作成部署 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 電話042-548-2042
都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課 電話042-313-3382、3384
都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課 電話0428-23-3692

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適法なものは、手数料を徴取の上、受け付けます。
3	審査	認定することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	認定決定、認定書発行	認定を決定し、認定書を発行します。
	認定書交付	認定書を申請者に対し交付します。
	受理	申請者が認定書を受理します。